

# 合祀墓使用規程

2015.4.16

公益財団法人アタラクシア

## 第1条（目的）

みやぎ霊園内の無縁墳墓または使用期間が満了した墳墓の撤去後の遺骨改葬場所として、それらの遺骨を一つに埋葬する合祀墓を設置し、将来にわたり御霊を慰める場所とすることを目的とする。

## 第2条（名称）

みやぎ霊園西17区に設置した合祀墓の名称は、歳花の碑とする。

## 第3条（使用者）

合祀墓の使用者は、公益財団法人アタラクシア（以下、当法人）とし、合祀墓の維持管理および埋葬者のデータ管理は、みやぎ霊園の職員が行う。

## 第4条（埋葬者）

合祀墓に埋葬された遺骨は、いかなる理由があっても取り出すことはできない。

- 2 第2条第1項の合祀墓に埋葬できる遺骨は、原則として、みやぎ霊園に埋葬されている遺骨に限る。

## 第5条（使用料金）

合祀墓の使用料金は、別表1の通りとする。

## 第6条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

## 第7条（準用）

本規程はみやぎ霊園使用規定を補足するものであり、定めのない事項についてはみやぎ霊園使用規定を準用する。

## 第8条（移転）

本施設の移設は、理事会の決議を必要とする。

- 2 前項移設する場合は、1年前からその旨を記載した掲示板を隣接設置し通知するものとする。

## 第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 2 本規程に改廃があった場合、当法人が発行する霊園だより、またはホームページにその旨の通知をする。

## 附則

この規程は、平成27年4月21日より施行する。（平成27年4月16日理事会決議）

## 別表 1

### ・ 歳花の碑、使用料金

区分	料金	備考
みやぎ霊園内での無縁墳墓改葬	無償	請求対象者が実質不在
みやぎ霊園内での墓じまい改葬	50,000	改葬 1 件あたり
みやぎ霊園外からの墓じまい改葬	200,000	改葬 1 件あたり

## 合祀墓使用規程の実施細則

- 1 園内の遺骨を本合祀墓に埋葬する場合は、埋葬者の氏名を記載した園内改装証明書を発行する。  
ただし無縁墳墓において発行する相手が不明な場合はこの限りではない。